

仏教の出家者が遵守すべき *kriyākāra*

生 野 昌 範

0. *Prātimokṣasūtra*, *Vinayavibhaṅga*, *Vinayavastu* において仏陀によって制定された規定を仏教の出家者は遵守しなければならない。それでは、仏陀によって制定された規定以外には仏教の出家者が遵守すべきものは存在しないのであろうか？そのことに関して、いわゆる「根本説一切有部」の文献を用いて考察する。

1. 先ず、**Kauśāmbakavastu* において以下の箇所がある [*GilMs* III 2.175.13-176.8 ≈ *P Āe* 120b7-121a5, *D Ga* 125a7-125b4]:

「君はこれの罪に至っているので、規範に従って行いなさい」[と]。「[私は] 罪を見ない」[と]。「『大便所の水瓶が空で空っぽで水がないのを見ることのある者、その者によって[大便所の水瓶が] 水で満たされた後にあるべき場所に置かれるべきであるか、ウパディヴァーリカ（付属物の管理者）に — 大便所の水瓶が空の状態である — と告げられるべきである。もし[大便所の水瓶を] 自分で満たさないし、またウパディヴァーリカに告げないならば、その者には顧慮しないことがある。そして顧慮しないことゆえにその者に我々はパーヤンティカー罪を告白させることになるであろう』という規約／取り決め (*kriyākāra*) が僧団によって作られたではないか」[と]。彼は語る:「それ (大便所の水瓶) は空ではない。[水瓶が] 空になってはいけない (しかし、空になっていないではないか)」[と]。「この水によって水を用いた義務 (行為) を行うことは得られえない」[と]。彼は黙ったままであった。……そこでカウシャームビーとヴァイシャーリーの比丘たちに、「[その者は罪に] 至っている」あるいは「至っていない」……という口論・争い・反目・議論が生じた。

そして、規約に抵触する行為を行なった比丘自身が、最終的に「私は[罪に] 至っているのであって至っていないのではない……」 [*GilMs* III 2.190.16 ≈ *P Āe* 126b6, *D Ga* 131b2] と認める。

ここでは大便所の水瓶の使用方法に関してパーヤンティカー罪という罰則付きの規約 (*kriyākāra*) が僧団によって制定されている¹⁾。そして、ここで注意すべきことは、この規約そのものを規定した条項は *Prātimokṣasūtra* には存在しないということである²⁾。それにもかかわらず、この規約に対して違反したならば、その行為は罪であると判定され、最終的に本人も罪であることを認めている。このこ

(208)

仏教の出家者が遵守すべき *kriyākāra* (生 野)

とが意味することは、比丘は仏陀によって制定された規定のみではなく、僧団によって制定された規約をも遵守しなければならないということである。

2. 次に, *Naissargika-Pāyantikā* 第五条の因縁譚において³⁾ 仏陀とウパセーナ比丘との会話が以下のようにある [P Je 81a7-b5, D Cha 86b7-87a5 ≈ T 23, 723a3-16]:

「ウパセーナよ、ここにおいて私は比丘たちに次のように『比丘たちよ、私は[雨季の]この三ヶ月の間、[静慮のために]引きこもろうと思うが、托鉢物を与える一人の比丘と他ならぬその第15日の布薩の日を除いてどの比丘も私の眼の前にやって来るべきではない』と言うと、比丘僧団もまた『尊者たちよ、雨季の内に托鉢物を与える一人の比丘と他ならぬその第15日の布薩の日を除いて我々の内の誰も世尊に会いに行くべきではない。雨季の内に托鉢物を与える一人の比丘と他ならぬその第15日の布薩の日を除いて、我々のうちで世尊に会いに行くその者は、我々によってパーヤンティカー罪に処せられることになるであろう』という規約 (*khims su bya ba = kriyākāra*)⁴⁾を制定した」と。「御身よ、私は来訪している (*āgantuka*, cf. Mvy 6904, 8686) [比丘]でございます。そのことは定住している (*naivāsika*)⁵⁾ 比丘たちによって遵守されるべきでございましょう」と。「ウパセーナよ、来訪している比丘と定住している比丘ともに僧団の規約がまさに遵守されるべきであるのだ。ウパセーナよ、次のように私は来訪している比丘たちの正しく行う諸々の行動規則を制定しよう。来訪比丘はヴィハーラへ入った後に、比丘たちに『この居住地 (*āvāsa*)⁶⁾ において、どのような規約があるのか?』と問わねばならない。もし問うならば、そのような場合には善い。もし問わないならば、過をもつ者となる。」

この箇所は極めて重要である。ある特定の居住地における規約とは、定住している比丘だけではなく、来訪している比丘によっても遵守されなければならない。従って、来訪比丘は、来訪したならば来訪した居住地における規約を尋ねなければならず、もし尋ねないならば過を有する者となるのである⁷⁾。

3. 雨季の逗留生活 (安居) に関して以下の箇所がある [*Varṣ*(生野) § 1.2.6.3]:

それから後に、規約が告げられるべきである。「御身たちよ、僧団は聴いて下さい。この居住地において規約はこれこれである。君たちのうちでこれこれの規約を伴って雨季[の逗留生活]へ入るに堪える者、その者は棒きれを取りなさい。……

雨季の逗留生活へ入る前に当該の居住地における規約が告知されるべきであり、比丘はその規約を遵守しつつ雨季の逗留生活を行う。

4. 1. 自恣が導入されることになる因縁譚として、以下のことが述べられる:

その時、非常に多くの比丘たちがある地方で次のような規約を作った後に、雨季の逗留生活へ入った。「尊者たちよ、我々の内のどの比丘によっても雨季の内に比丘が生活習慣(戒)の墮落とか見解の墮落とか行いの墮落とか生活手段の墮落とかによって言及するようにされるべきではない、思い出させられるべきではない。……喋らずに黙って去

るべきである」というそのような規約を作った後に、ある地方で雨季の逗留生活へ入った。……「……愚か者たちよ、このように喋らないことは外道の旗印（特徴）である。それゆえ、比丘は喋らずに〔雨季の逗留生活を〕行うべきではない。比丘が喋らずに〔雨季の逗留生活を〕行うならば、過をもつ者となる。〔*Pravār*(Ch) § 1.1.1-1.2.3].

ここでは比丘たちによって制定された規約が仏陀によって否定されている。従って、規約として制定すれば、どんなことでも有効になるというわけではない。また、*Kṣudrakavastu* [P Ne 168a7-b5, D Da 174a1-7, T 24, 370c24-371a8] では、制定された規約に対して仏陀によって変更が加えられている (Cf. 注 7)。

4.2. 一方、以下の箇所では仏陀が肯定的に答えることによって規約が承認されている：

尊者ウパーリンは仏陀・世尊に尋ねる：「以下のように、御身よ、比丘たちは『尊者たちよ、我々のうちで雨季の内に親族がやって来ることがある者、〔その者に〕自恣は与えられるべきである』というそのようなこの規約を作った後に、雨季〔の逗留生活〕へ入る。御身よ、自恣は与えられるべきであるのか、与えられるべきではないのか？」[と]。[ウパーリンよ、与えられるべきである][と]。〔*Pravār*(Ch) § 8.1].

この他にも、*Varṣ*(生野) § 1.6.1⁸⁾、及び *Civaravastu* [GilMs III 2.109.16-112.14, cf. P Ne 94b2-95b7, D Ga 97b7-99a6] に変更・否定されない規約が記述されている⁹⁾。

5. 仏教の出家者は、仏陀によって制定された規定だけではなく、ある特定の居住地における規約をも遵守しなければならない。その規約とは僧団によって制定され、当該の居住地においてのみ効力を有するものである。そして、規約は当該の居住地に定住している比丘だけではなく、その居住地に来訪している比丘も遵守しなければならない。さらに、雨季の逗留生活へ入る前に、当該の居住地における規約が前もって告知され、その規約を遵守しつつ雨季の逗留生活を行なう¹⁰⁾。但し、規約として制定されたものであっても不適切なものであれば、その規約は仏陀によって変更・否定されることもあった¹¹⁾。

1) 但し、パーヤンティカーなどという *Prātimokṣasūtra* の罰則規定が付帯される規約 (*kriyākāra*) は、管見の及ぶ限り **Kauśāmbakavastu* と次節で取り上げる *Naissargika-Pāyantikā* 第五条の因縁譚においてのみである。

2) 但し、*Pāyantikā* 第 78 条が参考になる：「顧慮しないことゆえにパーヤンティカーである (*anādarāt pāyantikā*)」[*PrMoSū* (Mū/LCh) p.9]。さらに、*Vinayavibhaṅga* [P Te 16b6-7, D Ña 18a6-7; P Te 17a1-4, D Ña 18b1-4], *VinSū*(TU) 68.12-14 [P Zu 52a5-7, D Wu 46b4-5] も参照のこと。

3) 諸部派の記述については、山極伸之「比丘たちが定めた律規定の行方 — ウパセーナの因縁譚物

(210) 仏教の出家者が遵守すべき *kriyākāra* (生 野)

語をめぐって —」『印度學佛教學研究』第 51 巻第 1 号 (2002), pp.358-353. 4) Cf. SBhV II 204.5-11, VinSū (TU) 90.19f. = D Wu 61b1, P Zu 67b7f., さらに説一切有部のウパセーナ物語 (VinVibh, Naihsargika-Pāṭayantika-Dharma 3.5,6,8). 5) Cf. H. HU-VON HINÜBER, *Das Poṣadhavastu*, Reinbek 1994, p.191f.; P. KIEFFER-PÜLZ, *Die Sīmā*, Berlin 1992, p.366. 6) Cf. H. HU-VON HINÜBER, *Das Poṣadhavastu*, p.189f.; P. KIEFFER-PÜLZ, *Die Sīmā*, p.365. 7) 但し, ウパセーナ物語で述べられている規約に対しては, 原野で生活する比丘などには適用されないという変更が仏陀によって加えられている [P Je 81b5-7, D Cha 87a5-b1 ≈ T 23, 723a16-24]. 8) Cīvaravastu [GilMs III 2.90.4-7 ≈ P Ne 86a6-7, D Ga 88b7-89a2] がこの規約に関連している. この規約に違反した者への処罰は Varṣ (生野) § 1.6.2 に述べられている. 9) パーリにおいては *katikā* が *kriyākāra* に対応する. Vin I 153,6-23; Vin III 104,21-27 には仏陀によって適切であるとは認められない *katikā* が, Vin I 283,6-14; 309,22-310,2 etc. には有効であると認められている *katikā* が記述されている. さらに, 註釈では *katikavatta* という語も用いられる [CPD s.v.]. なお, スリランカにおける (Vihāra) *katikāvata* については, N. RATNAPALA, *The Katikāvatas*, München 1971 (Review: O. VON HINÜBER, *Kleine Schriften* II, Wiesbaden 2009, p.913f.) ; 橘堂正弘「戒律仏教としての上座仏教の特質」『現代スリランカの上座仏教』山喜房仏書林, 1986, pp.619-659. また, *pālimuttakavinicchaya* [cf. O. VON HINÜBER, “*Khandhakavatta: Loss of Text in the Pāli Vinayapitaka?*,” Wiesbaden 2009, *Kleine Schriften* I, p.142] や浄法も *kriyākāra*, *katikā* を考える上で参考となる. 10) *kriyākāra* の重要性を認識し指摘しているのは, 管見の及ぶ限り G. Schopen のみである [最新の論文: “Counting the Buddha and the Local Spirits in: A Monastic Ritual of Inclusion for the Rain Retreat,” JIPh 30.4 (2002), pp.359-388]. 11) なお, *kriyākāra* は出家者のみに特有の用語ではない [e.g. GilMs III 2.186.18-187.2].

[略号] GilMs: *Gilgit Manuscripts*, ed. N. DUTT, Vol. III, 2, Delhi ²1984. Mvy: *A New Critical Edition of the Mahāvvyutpatti*, ed. Y. ISHIHAMA and Y. FUKUDA, Tokyo 1989. Pravār (Ch): J.-I. CHUNG, *Die Pravāraṇā in den kanonischen Vinaya-Texten der Mūlasarvāstivādin und der Sarvāstivādin*, Göttingen 1998. PrMoSū (Mū/LCh): LOKESH CHANDRA, “Unpublished Gilgit Fragment of the Prātimokṣa-Sūtra,” WZKSO 4 (1960), pp.1-11. SBhV II: *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu* II, ed. R. GNOLI, Roma 1978. Varṣ (生野): 生野昌範『仏教における雨季の逗留生活に関する基礎的研究 — Varṣāvastu の再校訂, 及び読解研究 —』(平成十九年度課程博士学位請求論文). VinSū (TU): 大正大学総合佛教研究所 (編) [http://www.tmx.tais.ac.jp/sobutsu/]. VinVibh: V. ROSEN, *Der Vinayavibhaṅga zum Bhikṣuprātimokṣa der Sarvāstivādins*, Berlin 1959.

〈キーワード〉 Vinaya, Gilgit, *kriyākāra*, *katikā*, *katikavatta*

(大阪大学大学院修了, 博士 (文学))